相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市青葉区あざみ野二丁目一六番地三、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区桃園町二番三一四一四号

被相続人　亡　岡田　和広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

愛知県名古屋市東区徳川二丁目二〇番一一号　相続財産管理人　弁護士　山﨑　拓哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市千種区内山三丁目二五番、最後の住所愛知県長久手市蟹原二三〇二番地サンハウス長久手四Ｄ

被相続人　亡　今別府廣文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八番一五号　第五一ＫＴビル三階

相続財産管理人　弁護士　石川　悠雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府中郡大宮町字河邊二二七七番地の一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田村　丑松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

京都府京丹後市大宮町周枳二二七九　事務所京都府京丹後市大宮町周枳二二七九番地の一　司法書士中村心児事務所

相続財産管理人　司法書士　中村　心児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区清堀町三二番地、最後の住所大阪府松原市天美北三丁目一七番一八―五一五号

被相続人　亡　藤田謙三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡田尻町大字吉見七〇三番地の一二、最後の住所大阪府泉南郡田尻町吉見三二六番地一　特別養護老人ホームフィオーレ南海内

被相続人　亡　藤田　浪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市安佐北区白木町大字古屋四四一番地、最後の住所広島県安芸郡海田町幸町四番一八号　被相続人　亡　土井　勅昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

広島県安芸郡海田町三迫二丁目一五番三号、事務所広島県安芸郡海田町南幸町五番一〇号　相続財産管理人　中谷　耕策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字本城一二六二番地、最後の住所北九州市八幡西区小嶺三丁目一九番一号　被相続人　亡　石橋千津枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

北九州市八幡東区中央一丁目三番九号　相続財産管理人　司法書士　栢　正一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市田代新町一二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　緒方浩四郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市田代新町一二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　緒方浩四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十九日

佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目二五番地三吉竹ビル二〇一　相続財産管理人　久保山且也

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 24 年 12 月 19 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社モリモトクオリティ　②東京都知事(6)55984　③代表取締役　三浦敏幸　④東京都渋谷区恵比寿南三丁目７番４号　廃止した従たる事務所　東京都目黒区上目黒一丁目１番５号第二育良ビル３階　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区恵比寿南三丁目７番４号　株式会社モリモトクオリティ　代表取締役　三浦敏幸

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(8)3293　③代表取締役　三鍋伊佐雄　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　和歌山県橋本市高野口町伏原992―１　長野県東御市田中178―17東御中央ビル１階　大阪府八尾市植松町８丁目３番12号　岡山県岡山市中区東川原181番４　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　三鍋伊佐雄

①するが路農業協同組合　②静岡県知事(5)10253　③代表理事組合長　豊島覺　④静岡県静岡市清水区由比北田82番地　⑤1500万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県静岡市清水区由比北田82番地　するが路農業協同組合　代表理事組合長　豊島覺

①有限会社ライフデザイン　②愛知県知事(1)20988　③代表取締役　加藤憲子　④名古屋市天白区元植田一丁目2602番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市天白区元植田一丁目2602番地　有限会社ライフデザイン　代表取締役　加藤憲子

①三陽設計工務株式会社　②大阪府知事(6)32830　③代表取締役　岩崎洋　④大阪府門真市桑才新町34―１　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府門真市桑才新町34―１　三陽設計工務株式会社　代表取締役　岩崎洋

①朝日建設　②大阪府知事(9)22758　③新勝隆　④大阪府堺市堺区海山町２丁133番地　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市堺区海山町２丁133番地　朝日建設　新勝隆